

里山ガーデンフェスタギフトショップ運営業務 説明資料

1 ギフトショップ運営業務の概要

(1) 履行場所

横浜動物の森公園植物公園予定地（旭区上白根町 1425 番 4 他）

里山ガーデンフェスタ会場

(2) 実施期間、時間

ア 2019 年度春

開催期間：2020 年 3 月 28 日から 3 月 31 日（4 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分

イ 2020 年度春（アに連続して実施）

開催期間：2020 年 4 月 1 日から 5 月 6 日（36 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分

ウ 2020 年度秋 *

開催期間 2020 年 9 月中旬から 10 月中旬（約 30 日間）

開催時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分

* 決定次第別途お知らせします。

(3) 実施業務

里山ガーデンフェスタ開催中の物販店運営業務及びその付帯業務

2 業務の目的

里山ガーデンフェスタにおいて、来場者サービスの向上を図るため、横浜の花と緑を PR するマスコットキャラクター「ガーデンベア」関連商品(以下「ガーデンベアグッズ」という。)等の販売を行うことを目的とします。

3 業務内容

受託者は、里山ガーデンフェスタ物販店の運営について、次の事項を遵守し、商品仕入、販売及びその他店舗運営業務を行うものとする。

(1) 店舗の営業日・営業時間

里山ガーデンフェスタの開催日・開催時間と同じ。

(2) 店舗の設置場所

里山ガーデンフェスタ会場内正面入口広場管理事務所棟 1 階スペースのうち指定する場所（別添資料 1 参照）

(3) 備品等

物品(陳列什器、レジスター、消耗品、装飾等)は、すべて受託者が調達し、設置するものとする。ただし、長机(1,800 mm×500 mm)3台、パイプ椅子6脚は無償貸与することができる。

(4) 取扱商品

受託者はガーデンネックレス横浜実行委員会里山ガーデンフェスタ専門部会(以下「委員会」という。)に対し、予め品目・価格表を提出し、委員会の承認を得なければならない。

ア 物品

商品は、ガーデンベアグッズ、その他里山ガーデンフェスタでの販売にふさわしい商品(利便性商品の販売も可)とする。

イ 食品

原則として土産菓子等に限ることとし、場内での飲食を目的としたものは販売してはならない。

ウ ガーデンベアグッズ

ガーデンベアのライセンサー(実施許諾者)は、横浜市であり、ガーデンベアグッズの取扱いについては、ライセンサーが定める諸規則を遵守すること。

(5) 人員配置

業務の目的を迅速に達成し、かつ業務を効果的なものとするために必要な人材を確保すること。また、本業務の適切な遂行及び総合的な把握・調整を行う責任者を配置すること。

(6) 各種許認可

受託者は、販売商品の内容等に応じ、本業務の遂行に必要となる行政上の各種許認可等の手続きを行うものとする。

(7) 保険加入

受託者は、委員会又は第三者への損害賠償責任に備えるため、必要な損害保険に加入すること。受託者が販売商品の製造者である場合は、生産物賠償責任保険に加入すること。

4 委託費

委員会は、本業務に対し、業務に関わる委託料は支払わない。

5 費用負担

受託者は、電源設備の設置費、電気料金(店舗にて本業務に使用する場合)を除く、本業務遂行に伴う一切の費用(商品仕入代金、人件費、被服費、通信費、備品・消耗品費、廃棄物処分費等)を負担する。また、本件業務の売上は、受託者に帰属するものとします。

6 よこはま緑の街づくり基金等への寄付

受託者は、本業務で生じた売上金額（税抜）に提案した寄付料率を乗じたものに消費税額を加えた額を、よこはま緑の街づくり基金等へ寄附するものとする。

7 報告義務

受託者は、委員会に対し、営業報告書を提出するものとする。また、受託者は、委員会から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 その他

(1) 名称使用

本業務の遂行のために、「里山ガーデンフェスタ」の名称を使用することが出来るが、使用を希望するときは、予め書面で申し入れ、委員会の書面による承認を得なければならない。

(2) 安全・衛生管理

来場者の安全安心を最優先に、食品販売における衛生管理を徹底し、事故・苦情が発生しないよう十分注意すること。

(3) 場内規則の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたっては委員会が定める場内の規則及び指示に従わなければならない。

(4) 営業日後の片付け

受託者は、原則として、毎営業日の業務終了後、ブース内から現金を持ち帰るものとする。商品および陳列什器は、ブース内に残置することができるが、盗難、毀損、汚損等一切の損害に対し、委員会は責任を負わない。

(5) 原状回復

受託者は、春、秋開催終了の都度、使用したブース内の原状回復を行うこと。

(6) 場内作業

店舗の設置、原状回復等の場内作業を実施するときは、予め委員会の承認を得るものとする。

資料 1

